

富岡町民生委員協議会

(平成 26 年 11 月)

(1) はじめに

富岡町は福島県の浜通り地方の中間に位置し、東に太平洋、西に阿武隈山脈に面し、四季折々の彩り豊かで冬期温暖な気候に恵まれた地域です。

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に、三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生。当町では震度 6 強の激しい揺れとともに最大 21.1m の大津波が押し寄せ、沿岸地域に壊滅的な被害をもたらしました。

震災発生後の初動対応の遅れから隣接町の東京電力福島第 1 原子力発電所で炉心溶解・放射性物質の大気放出など国内最悪の事故が発生、平成 23 年 3 月 12 日の早朝に避難指示が発令され、全町民が現在に至るまで避難生活を余儀なくされています。

「地震」、「津波」、「原発事故」の 3 重の被害を受けた当町は、福島第 1 原発から半径 20 km 圏内にあることから「警戒区域」に設定され、震災後の被害調査や各家庭の土地、建物の維持管理もできず、平成 25 年 3 月 25 日に警戒区域が「帰宅困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」の 3 区域に見直され、立ち入り制限が緩和された地域について現在除染やインフラの整備が始まったばかりです。

(2) 民生委員・児童委員の構成

定員 33 名（うち主任児童委員 2 名）

現在、委員全員が避難生活を送っています。避難先は、いわき市内に 17 名（うち仮設住宅に 1 名）、郡山市内に 7 名、その他県内に 5 名（うち仮設住宅 2 名）、県外に 4 名という状況です。昨年の一斉改選では新任 6 名が選任され、避難先で同地域の町民への巡回訪問活動に精力的に取り組んでいます。

(3) 富岡町民協の活動と課題

平成 23 年 3 月 11 日の震災発生直後、担当区域内の要援護者の安否確認を各委員が実施しました。翌日に避難命令が発せられたあとは、担当区域内の要援護者へ避難確認や誘導などの初期支援を行ない、委員も県内外へ分かれて避難生活に入りました。避難生活を送る委員の避難先情報がない中、情報をなんとか集め、役員会を開催し、民生委員協議会として平成 23 年度の活動は休止を決定しました。平成 24 年 4 月 20 日に被災後第 1 回の会議を開催し、各委員の状況や今後の活動について協議しました。その後の活動としては、委員の負担の軽減も踏まえて定例会を 3 か月に 1 回開催し、地域ごとには、生活支援相談員と同行して、借上げ住宅へ避難されている高齢者を中心に訪問巡回活動を実施しています。

避難生活を送る町民が県内全域及び県外と広範囲に避難し、民生委員個々の活動範囲に限界があるため、活動のできない地域があり、支援できない地域への支援体制の構築、また委員の活動意欲をどのようにして維持していくか、などが課題となっています。

(4) 終わりに

今回の震災に際し、国内及び海外の皆様から多くのご支援ご協力をいただきながら、現在も被災町民の訪問巡回活動に奔走しております。

委員自身も避難生活を送りながら支援活動を実施するという前例のない状況ではありますが、これからも帰町できるまで要援護者の支援活動を続けていく所存です。

また、今回の避難生活で経験したことが今後起こりうる災害時の被災者支援活動に役立てばと委員一同考えています。

最後に、全国の皆様にご支援をいただいたことをこの場を借りて厚く御礼申し上げます。